

復興防災公園（仮称）実施設計等業務委託 特記仕様書

1．適用範囲

本特記仕様書は、倉敷市が行う「復興防災公園（仮称）実施設計等業務委託」（以下、本業務）に適用し、受注者が遵守しなければならない事項を定めたものである。

本特記仕様書に記載されていない事項については、「岡山県調査、設計、測量業務等共通仕様書」（岡山県土木部）、「建築設計業務委託共通仕様書」（倉敷市建設局建築部）に基づいて実施するものとする。

2．業務の目的

本業務は、平成30年7月の豪雨により被災した真備地区において、「真備地区復興計画」を踏まえて策定された「復興防災公園（仮称）基本計画」に基づく復興防災公園（仮称）（以下、本公園）について、本公園が真備地区の復興のシンボルとなる施設であるとともに、災害時における防災拠点や一時避難場所となり、平常時には防災教育の場、住民が川を感じ楽しめる場、真備の魅力を発信できる場等となる公園を整備するため、公園実施設計、並びに拠点施設の建築基本及び実施設計を委託するものである。

3．履行期間

契約日から令和4年8月31日まで

ただし、公園実施設計については、令和4年4月30日までの履行期間とする。

4．業務対象

本業務における業務対象は、次のとおりとする。

対象公園：復興防災公園（仮称）

公園種別：地区公園

業務対象：公園実施設計、建築基本・実施設計、地質調査業務 一式

面積：公園 約 2.8ha

建築 延べ面積 400 m²程度

5 . 業務内容

(1) 公園実施設計

「復興防災公園(仮称)基本計画」及び「復興防災公園(仮称)用地測量業務委託」の成果をもとに、公園用地(約2.8ha)における公園実施設計を行うものである。

なお、実施設計にあたっては、「小田川かわまちづくり計画」との整合性に配慮するとともに、別途実施する小田川河川敷(約1.7ha)の整備計画との調整を図り、計画地の一部に河川区域及び河川保全区域が含まれることに留意した設計とする。

与条件の確認及び調査

与条件や基本計画の把握と整理を行い、適用設計条件や設計基準、関連機関との調整内容を確認するとともに、設計対象地を中心に現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)を実施する。

整備計画の検討

既往計画及び各種調査等の結果を踏まえ、本公園の計画平面図を作成するとともに、必要となる修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設等、各種導入施設の選定や仕様等の検討を行う。

なお、整備計画の検討にあたっては、別に定める「公園要求水準書」を基本に、大規模災害時における防災拠点や一時避難場所等に求められる防災機能とともに、平常時における公園の利活用についても十分に考慮したものとする。

実施設計の検討

基本計画の内容及び整備計画の適合性を確認した上で、以下の項目について検討を実施する。

- ・意匠性、独自性に関する検討と設定
- ・安全性、機能性に関する検討と設定
- ・施工性、市場性に関する検討と設定
- ・維持管理性に関する検討と設定

実施設計図の作成

実施設計の検討を基に、実測平面図・横断図に基づいた各種設計図面を作成する。

- ・各種設計平面図（縮尺 1/200～1/500 程度）
- ・造成断面図（縮尺 1/50～1/200 程度）
- ・各種施設構造図（縮尺 1/10～1/50 程度）

数量計算

実施設計図面に基づき、施工数量や材料数量をとりまとめる。また、実施設計の検討に伴う構造や容量等の各種計算を実施し、取りまとめるものとする。

概算工事費の算出

提供された単価、または見積り徴取による単価に基づき、概算工事費を算出する。

実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめた報告書の作成を行う。

照査

業務の各段階において、照査技術者による適正な照査を行う

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容の適正照査

(2) 建築基本・実施設計

「復興防災公園（仮称）基本計画」を基に、公園用地内に設置する建屋の建設に伴う基本及び実施設計を行うものである。

詳細については、別に定める「建築設計業務委託特記仕様書」による。

業務の実施（一般事項）

- ・設計業務は、関係法令の規定、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。

- ・積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ・業務の各段階において照査を実施する。(設計内容の妥当性。成果品の適格性。)

地質調査業務の実施

建築基本・実施設計を行うにあたり、必要となる地質調査業務を実施する。詳細については、別に定める「地質及び土質調査業務委託共通仕様書」による。

(3) 関係機関との協議資料作成

(1),(2)において監督員の指示に従い、業務遂行にあたり必要となる関係機関との協議資料の作成を行う。

(4) 打合せ協議

業務着手時、中間5回、納品時の計7回を基本とし、打合せ終了後、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

(5) 鳥瞰図の作成

各種設計図面をもとに、監督員との協議のうえ、本公園全体の完成予想図について、鳥瞰図を作成する。

(6) 市民からの意見収集

(1)公園実施設計における整備計画の検討(公園全体の計画平面図、主要施設の選定及び仕様等)又は(2)建築基本設計に着手する段階において、市民からの意見収集を実施し、計画への反映を検討する。

6. 配置技術者

配置技術者は、提案書に記載した者を配置することを原則とする。

管理技術者は本業務を管理・監督するもので、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、技術士(総合技術監理部門又は建設部門[都市及び地方計画])、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM[造園又は都市計画及び地方計画])のいずれかの

資格を有し，かつ平成 18 年 4 月 1 日以降に，国や地方公共団体又はその他の公共団体から受注した防災公園の設計業務を担当した実績を有するものを配置すること。

照査技術者は本業務の取組方法やその成果について照査を実施するもので，登録ランドスケープアーキテクト（RLA），技術士（総合技術監理部門又は建設部門〔都市及び地方計画〕），シビルコンサルティングマネージャー（RCCM〔造園又は都市計画及び地方計画〕）のいずれかの資格を有し，かつ平成 18 年 4 月 1 日以降に，国や地方公共団体又はその他の公共団体から受注した防災公園の設計業務を担当した実績を有するものを配置すること。

また，管理技術者・照査技術者は兼任不可とし，別途，担当技術者を複数名配置するとともに，そのうち 1 名は，一級建築士の資格を有するものを配置すること。

7．成果品

成果品は以下のとおりとする。なお，建築及び地質調査にかかる成果品については，「建築設計業務委託特記仕様書」及び「地質及び土質調査業務委託共通仕様書」によるものとする。

| | | |
|----------|-----------|-----|
| ・実施設計説明書 | （ A 4 版 ） | 2 部 |
| ・実施設計図面 | （ A 3 版 ） | 2 部 |
| ・各種数量計算書 | （ A 4 版 ） | 2 部 |
| ・照査報告書 | （ A 4 版 ） | 2 部 |
| ・鳥瞰図 | （ A 3 版 ） | 1 部 |

上記成果品については，電子データも電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に格納の上，提出すること。

8．その他

- （ 1 ）本仕様書に記載のない事項については，発注者と受注者との協議のうえ定めるものとする。
- （ 2 ）受注者は業務中に知りえた内容及び成果物一切について，第三者へ情報を漏洩してはならない。